

第4回太陽光発電に係る林地開発許可基準の在り方に関する検討会

議事録

日 時：	令和元年9月10日（火）13時00分～14時15分
場 所：	ハロー貸会議室虎ノ門 6F
出席者：	末尾に記載
配布資料：	末尾に記載

※以下、敬称略

○神村室長補佐 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから第4回太陽光発電に係る林地開発許可基準の在り方に関する検討会を開催いたします。私は本日の司会を務めさせていただきます株式会社自然産業研究所の神村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。なお、本検討会につきましては公開とさせていただきます。ただし、カメラ撮りににつきましては冒頭までとさせていただきますので撮影される方はこの場でお願いいたします。

（少し待って）よろしいでしょうか。それでは、カメラ撮りについてはここまでとさせていただきます。

次に、本日の配布資料の確認をさせていただきます。お手元に、本日の議事次第、配付資料一覧、出席者一覧、配席図、資料1中間取りまとめ素案に対する主な御意見と御意見に対する考え方について、資料2太陽光発電に係る林地開発許可基準の在り方に関する検討会報告書（中間取りまとめ案）がございます。配布資料一覧には参考資料の記載がございますが、本日は参考資料を配付しておりません。修正しておらず申し訳ございません。配布資料に関して不足があればお申し出ください。

（少し様子を見てから）よろしいでしょうか。では、座長の鈴木委員におかれましては、以降の議事進行をよろしくお願いいたします。

○鈴木座長 第4回となりました検討会を始めます。早速議事次第に沿って進めたいと思います。議事次第にありますように、議事については（1）と（2）がありますが、まず（1）について、前回取りまとめ素案について議論しましたが、それについて色々な御意見をいただき、検討会の後も御意見をいただきました。それを反映させたものが資料2となっておりますが、出てきた御意見とその対応が資料1で、それらを反映させたものが資料2になります。これら資料1、2について事務局からまとめて御説明いただきたいと思います。御説明いただいた後で委員の皆様からの御意見を改めて伺い、その上で最後のまとめとしたいと思っております。それでは御説明をお願いいたします。

○佐野課長補佐 林野庁治山課の佐野と申します。本日が最後の検討会となりますので、各委員の皆様よろしくお願いいたします。それではスライドをご覧ください。スライドでは資料1ということで、中間取りまとめ素案に対する御意見と御意見に対する考え方について映し

出しております。あと、手元の方に資料2中間取りまとめ案をご用意いただいて、照らし合わせながら説明を聞いていただければと思います。まずは資料の形ですが、左から取りまとめ案の頁や項目、該当箇所が書いてあり、前回の検討会でお示しした素案に対する委員の皆様からいただいた御意見が中央部にあり、それら御意見に対する考え方を一番右側にまとめさせていただいており、御意見に対する考え方をもとに素案から変更した箇所を赤字で取りまとめ案という形でまとめております。早速ですが、取りまとめ案の1頁目、「はじめに」に対する委員の皆様御意見です。まず、近年の気候変動の影響等により、林地開発許可制度の適切な運用というものが求められるようになったという情勢を、「はじめに」の部分に記載してはどうかという御意見がありました。その御意見を踏まえ、取りまとめ案の1頁目、「はじめに」の赤字になっている部分で加筆させていただいております。同じく「はじめに」ですが、2つ目の御意見です。森林を伐採して太陽光パネルを設置することに対する色々な問題点、留意点について記載すべきではないかという御意見がございました。この御意見につきましては、中間取りまとめ案の全体の構成を考え、「はじめに」ではなく、取りまとめ案の11頁の「6検討の経緯」の前書きに記載させていただいております。続きまして、中間取りまとめ案の5頁の項目(5)ですが、都道府県における太陽光発電に係る林地開発許可基準の運用実態に対する御意見でございます。この項目の中の本文中に各都道府県の事例紹介が何度かありますが、これら取り組み例については巻末等にまとめるべきではないかという御意見がございました。御意見を踏まえ、中間取りまとめ案の28、29、30頁に表3、表4という形で紹介させていただくことにしました。次のスライドに移ります。続きまして、中間取りまとめ案の11頁です。「6検討の経緯」の項目(1)「切土量、盛土量について」です。切土量、盛土量については色々分析した結果として、数値基準を設けることは難しいという結論に至った、という部分について、「現時点では」という文言を追加すべきではないか、さらに①、②、③という形で分析した結果をまとめていましたが、これに④として大規模な切土、盛土が行われると様々な問題が生じるというような文言を追加すべきではないかという御意見がございました。「現時点では」という文言については御意見のとおり修正しましたが、④については、本検討会では切土量、盛土量については数値基準を設けることは難しいという結論に至ったことでもありますので、検討会において御意見があったという形で記載させていただくことにいたしました。それを11頁から12頁に反映させていただいております。続きまして12頁の(2)「自然斜面での設置について」に対する御意見です。樹木根系の腐朽に伴う色々な問題点について追加してはどうかという御意見がありましたので、御意見のとおり修正しております。また、13頁の(3)「排水の技術的基準について」に対する御意見ですが、リルやガリーなど侵食様式の発達に伴って、色々な問題が生じるということを追加してはどうかという御意見がございましたので、御意見を踏まえて修正いたしました。これらは12、13頁に反映させていただいております。(3)「排水の技術的基準について」に対する御意見の続きとして、中間取りまとめ案の14頁に移ります。議論した結果、最終的に林地開発許可基準を定める必要があるとの結論に至りましたが、4つの項目のうち、最後の部分「太陽光発電に係

る林地開発許可地におけるガリー等の発生については不明である都道府県が多い」という項目がありましたが、この部分につきましては最終的な結論に至る関連性が薄いということから削除してはどうかという御意見があり、御意見のとおり修正させていただきました。ですので、中間取りまとめ案では④について削除させていただいております。続きまして、16 頁をお開きください。16 頁の②「太陽光発電施設の廃止時の取扱いについて」です。こちらについては第 3 回の検討会での議論はより複層的であり、このままでは後の 8 の項目の記述とつながらないということで、追加で「事業終了後に植栽を義務付けることは困難であり、特別に法律上の規律がある採石の場合以外について、事業譲渡の場合も含めて義務を賦課するには、開発許可基準全体の現在の制度及び運用を見直す必要があるのではないか」というように修正すべきではないかという御意見がありましたので、御意見のとおり修正しております。同じく 16 頁 (5) ③「小規模な林地開発について」に対する御意見です。災害の発生にプラスして、「光害等による生活環境の悪化及び」という文言を追加すべきではないかという御意見がありましたので、御意見のとおり修正しております。続きまして 17 頁 (6)「谷埋め盛土等について」です。こちらについては議論の経緯を含めて下線のとおり詳しく記載しておりましたが、委員の方から「谷埋め盛土等の問題については、災害の防止の観点から重要な問題であることから、全ての開発目的に共通する問題であるとして、本検討会において対応策を議論することとなったものである。」としてはどうかという御意見があり、御意見のとおり修正しております。続きまして 19 頁「8 今後の対応策」の前置きの部分です。ここについては、林野庁の対応として、通知をすぐに改正する場合とそうでない場合とが混在していることから、「…通知類の改正等所要の措置を講ずるとともに、引き続き検討又は状況の把握が必要であるとされた事項については、検討又は状況把握を行う」としてはどうか、という御意見と最後の語尾の部分を「…願う」という表現ではなく、「…べきである」と考える。」としてはどうかという御意見がありました。前者については御意見のとおり修正いたしました。「…べきである」という表現については、この場所以外にも検討会の報告書の中で散見されましたので、「…すべきである。」に表現を統一させていただきました。続きまして、(1)「切土量、盛土量について」に対する御意見です。切土量、盛土量の最後の部分に「なお、大規模な切土量及び盛土量の規制については、当面、ゴルフ場の数値基準を参考として規制を行うことが適当である。」という文言を追加すべきではないかという御意見がありましたが、これに関しましては本検討会において切土量、盛土量に係る数値基準については林地開発許可基準の中で設定しないという結論に至ったことから、原文どおりとさせていただいております。なお、このような御意見があったということも 11 頁の検討の経緯の中で載せさせていただきました。続きまして同じく 19 頁の (2)「自然斜面での設置について」に対する御意見です。傾斜度が 30° 未満の斜面についても色々な問題が生じ得るということ踏まえ、30° 未満の斜面でも崩壊や土砂流出等による災害の可能性が高い場合には、適切な防災施設を設置すべきである。」という文言を追加させていただいております。続きまして、中間取りまとめ案の 19 から 20 頁の「排水の技術的基準について」です。これについては、当初「雨

滴」という表現を使用していましたが、問題になるのは雨滴ではなく「豪雨時に太陽光パネルから直接地表に落下する大量の雨水」が問題になるとのことですので、表現を修正してはどうかという御意見のほかに、「支柱を伝って浸透する水」の部分は削除すべきではないかという御意見がありました。前者については御意見のとおり修正いたしました。後者については、検討会の中で委員の方から実際に出た御意見ですので、原文のとおりとさせていただきます。中間取りまとめ案の 20 頁に対する御意見です。当初「表面流を安全に流下させること」ということと、「表面侵食を防止すること」が 1 つの文章の中で書かれていたため、この 2 つについては目的が異なるため、次のとおり修正してはどうかということで、「下流の流加能力を超える水量が排水されることにより災害が発生する場合には、表面流を安全下流へ流下させるための措置が適切に講ぜられること、また表面侵食に対しては、表面流を分散させるための措置や植生の導入、物理的な被覆により地表を保護するために必要な措置が講ぜられることを定めることが適当である。」という文章に修正すべきではないかという御意見がありましたので、御意見を踏まえて修正させていただきます。続きまして、20 頁の森林率についてです。当初の素案では、「残置森林をおおむね 15%以上とする。」としていましたが、「おおむね 18%とする。」としてはどうかという御意見がございました。これにつきましては、景観や地域住民に対する影響を軽減する観点からは残置森林を高くすることは望ましいことではありますが、検討会の中でも説明したとおり、太陽光発電施設の設置に係る林地開発許可基準における実態等も考慮して、過剰な規制とならない基準とする必要があることから、原文どおりとさせていただきます。また、検討会の中でも別の委員から大規模な場合には 25%とすべきではないかという御意見があったことから、「6 検討の経緯」の中で御趣旨の御意見があったということを記載しました。同じく森林の配置等についてです。当初「周辺部に」という部分を「施設の四方周辺部に」という文言に変更すべきではないかという御意見と、「稜線の一体性を維持するため尾根部については原則的に残置森林を配置することとしてはどうか。」という御意見がありました。前者については、周辺部には四方という意味も含まれますので、原文のとおりとさせていただきます。なお、そのような趣旨の御意見があったことは「6 検討の経緯」の中で記載しております。尾根部に関する御意見について、御意見を踏まえて修正させていただきました。続きまして 21 頁 (5) ②「太陽光の廃止時の取扱いについて」です。素案では「森林法制度の下で」という文言でしたが、森林法上、地域森林計画の対象外としなければ違法であるとまでは言えないと思われることから、文言を変更し、「現在の森林法制度の運用においては、」という表現にすべきではないかという御意見がありましたので、これについては御意見のとおり修正しております。同じ項目が 22 頁に続きます。「以上の措置には、開発許可後の事業譲渡の場合等に十分対応できるかという課題が残る」という文言を挿入すべきという御意見がありましたので、御意見のとおり修正しております。また、③「小規模の林地開発について」につきましては、「関係自治体の協力を得つつ」という文言を挿入すべきという御意見がありましたので、御意見のとおり修正しました。また、④「地域との合意形成について」ですが、「十分話し合われるよう」のところに「配慮す

る」という文言を追加すべきという御意見がありましたので、ここについても御意見のとおり修正しております。最後になります、22頁の(6)「谷埋め盛土等について」についてです。当初の「林地開発において」の部分に「林地開発においては、できるだけ大規模な盛土を避けるとともに」という文言を挿入すべきという御意見がありました、現行の林地開発許可基準においても「開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であること」と規定されていることから、御意見の御趣旨は既に反映されていると判断し、原文どおりとさせていただいております。以上が資料1中間取りまとめ素案に対する主な御意見と御意見に対する考え方についての説明です。このほかの主な修正事項といたしまして、資料2、39頁に検討会において委員の皆様の名簿を記載させていただいていることと、40頁に本日の検討会も含め、これまでの検討会の経緯を掲載しております。このほか、細かい修正等がありますが、前回の検討会以降に委員の皆様方からいただいた御意見を踏まえ、素案から修正した箇所、内容が変わった箇所については以上の説明で終わります。それでは、御検討のほどよろしくお願いいたします。

○鈴木座長

ありがとうございました。委員の方々に素案の内容を見ていただき、これだけ多くの御意見が集まりました。そのまま御意見を反映できたところもありますし、元のものをよく見ると既に記載してあったり、結論として委員会全体として御意見を反映せず個別の御意見のところで表現していたり、色々な形ではありますが対応を行い、本日御提案している資料2ができています。最後に御紹介のあった今回新たに加わった40、41頁について誤記がないかなどを御確認ください。なければ御説明いただいた御意見や修正の仕方について、御指摘いただいた当該委員が修正内容に関してさらに御意見がある場合もあると思いますが、自分が指摘しなかった点でほかの議論においてこの取め方はどうかということもあろうかと思えます。そのあたりに関して御確認いただき、お気づきの点があればコメントや御質問をお願いします。これまでの検討会と同様、御発言の意思がある方は名札を立てていただき、立てた順に御指名したいと思います。何かございますか。堀田委員をお願いします。

○堀田委員

取りまとめをありがとうございます。資料1の9頁、No. 13について、資料2では19から20頁の雨水の排水に関する文言のところですが、①と②のうち①は修正をし、②については支柱を伝って浸透する水が浸食の原因となることは検討会においてほかの委員から御意見としていただいていたことから原文どおりとします、とあります。この、ほかの委員というのはもしかしたら私のことかもしれませんが、そうだとすると私が検討会の中で支柱に関してお話ししたことはこのような主旨ではありません。例えば、森林でも樹幹を伝って浸透する水の量がとても多いということが最近分かってきているので、太陽光パネルでも太陽光特有の水の流下プロセスがあるかもしれず、そういったことを明らかにすることが重要なのではないかと、という主旨で発言していました。本文の中で太陽光パネルの支柱を伝って浸透する雨水を考慮する必要がある、と断言していますが、実際に太陽光パネルの構造を考えますと、表面から支柱に水が伝わることはあまり考えられないので、支柱を伝って流下する水はあまり多くないのではないかと推測します。

実態としてそのようにして本当に浸透している水が多いのであれば、本文のような書き方でもいいかと思いますが、事実とあまり乖離した内容にならない方がいいかもしれません。細かい話をしますと、例えば委員の方からの御指摘で「浸透する水の土砂流出になるかは疑問」という部分がありますが、そのとおりで、浸透するとむしろ土砂流出というのは崩壊などにつながります。排水の技術的基準のところで、災害のことを書いているようでもしかしたら崩壊を書いているのかもしれませんが、続く後段のところでは流出の話をしていますので、このあたり「浸透する水」というものが流出の話に効いてくるのかどうか気になるところです。そのため、私の意見としては書き方に工夫が必要なのではないかと思いました。以上です。

○鈴木座長 ありがとうございます。今の御指摘について、最後の御意見に関しては、表面流が発生して表面流が土砂を流す場合と、浸透した水が崩壊を起こす場合があり、2つの問題を書き分けたという説明がありましたが、それが全体にわたり書き分けきったかという点、御指摘のような点はもしかしたら残っているかもしれません。そこは改めて点検をして、現象的には異なる話ですので、残っていたら修正するというような考え方になるかと思っています。また、前半の御意見に関して、垂直にある支柱が特に問題なのかどうかは、御指摘を踏まえて点検をしようと思います。そのあたりで御意見があればお願いします。よろしいでしょうか。それでは、ほかの点で御意見があればお願いします。高山委員をお願いします。

○高山委員 事務局も座長も取りまとめにあたり御苦労されたと思います。意見を反映していただきありがとうございます。私が気になったのは資料1の12頁、「原則として施設の四方周辺部に残置森林を配置する」ということで、答えとしては、周辺部には四方の意味が含まれていること、多様な形の開発地が想定されるということは、周辺部がより大きくその中に四方が含まれるという意味合いであるとすれば、周辺部の中には四方以外のものもできてしまうと思います。今は四方の方が小さいという書き方になっていると思いますが、そうすると周辺部の中には四方でない部分ができるということで、それをそのまま読み替えると四方にこだわる必要はないのではないかと読み取れます。そのため、ここは限定して使う方が良く、広げて解釈される書き方は避けた方がいいと思います。また、「原則」という文言を前に付けておくことで必ずしも四方にこだわる必要はないというようにしておいた方が、景観や生活環境を守るという趣旨においてはそちらの方がいいのではないかと思います。しかし、ここまで来ておりますので、最終的には座長や事務局にお任せしたいと思います。

○鈴木座長 ありがとうございます。四方というと、ある方向がゼロではまずいというイメージがあり、周辺部というと、周辺で森林がある割合が高ければいいということで、概念が少し異なる言葉であると思います。しかし、実際の地形などを見てみると、必ずしも四方にバランスをもって配置しない方がいい場合や、多様なケースが出てくるため、あまり言葉に厳密になると運用が難しくなるかもしれないなど、色々考えた上での議論だったように思います。四方や周辺部という言葉だけ取ると、高山委員のおっしゃるとおりですし、バランスを取るということであれば四方を使った方がいいのかもしれませんが。現

場の多様性も考えると、もっと適切な言葉があるのかもしれませんが、議論の中で出てこなかったという経緯もあります。高山委員の御意見の趣旨はよく理解しました。ほかにございますか。阿部委員お願いします。

○阿部委員 資料2の13頁、③の最後の段落に「なお、急傾斜に太陽光発電施設の設置を不許可とすることは財産権を過度に制限する可能性があることから、慎重に検討する必要がある。」、とあります。もっともなお話だと思いますが、この部分に書くという事は少し不自然のような気がします。財産権の話が突如として出てきており、載せるのであれば「許可する場合には公共の安全を考えて十分に慎重に検討する必要がある。」というような表現にするか、そもそも記載する必要性についても疑問に思います。以上です。

○鈴木座長 ありがとうございます。ほかにございますか。櫻井委員お願いします。

○櫻井委員 細かいことになりますが、資料2の17頁、(6)谷埋め盛土等についての部分、3行目に「本検討会では」という文言がありますが、「」の冒頭部分に「地震時の」という言葉を挿入することが可能であれば入れていただきたいと思えます。この問題は新しく出てきた地震時のものであり、確かに②のところ「阪神淡路大震災や…」という文章がありますが、最初のところで指摘しておく必要があると思えます。22頁の(6)において最低基準として書かれているのが盛土をしっかり造成しようということと、地下水の排水対策をしっかりとするべきというようになっており、宅地では杭などを工夫し強固な対応を取っているのですが、地すべり防止法や道路の盛土などにはまだ積極的に地震時に対応しきれていません。そのため、「地震時」ということを強調するために、冒頭部分に挿入いただければと思えます。

○鈴木座長 ありがとうございます。谷埋め盛土の課題に関して、雨ではなく地震による液状化が影響していることは明瞭であり、専門家の間では谷埋め盛土といえば地震時に危険度が高いということが認知されているものの、一般的には浸透していないと考えられるため、「地震時」と書いておいた方がいいという御指摘はもっともだと思えますので、点検いたします。ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。これまでいただいた御意見の中で、本文をもう一度点検した方がいいものがありました。もし、現在御提示いただいている内容で問題ないということであれば、座長に引き取らせていただき、本日いただいた御意見はもう一度点検をし、事務局と擦り合わせを行い、最終版とするということではいかがでしょうか。本日いただいた御意見を踏まえて、全体としておおむね了承いただいたと判断し、本日いただいた御意見の修正作業は座長に御一任いただき、その上で林野庁と最終的な中間取りまとめを作成し、委員の皆様と共有したいと思います。委員の皆様、御了承いただけますでしょうか。

【了承】

ありがとうございます。中間取りまとめを作成するという作業においては以上となりますが、中間取りまとめの中でこのようにしてほしいという箇所のほか、今回は断念せざるを得ないが、引き続き検討がいるという箇所があったかと思えます。検討を続ける、あるいは検討を続けるという項目にはならなかったが、大事なのではないかという点もいくつかあったかと思えます。いずれも今後の議論に必要であると考えますが、これで

本検討会を閉じる前に、各委員がこの検討の過程や今後の検討課題について感想をお持ちだと思います。閉会の前に、各委員から感想や、今後の検討に資するような御意見をいただければと思います。どなたかいらっしゃいますか。阿部委員お願いします。

○阿部委員 資料2の22頁、③の最後の段落において、「なお」書きの部分、1ha以下において、災害が発生している事例が報告されていることから、林野庁においては、関係自治体の協力を得つつ、引き続き状況の把握に努めるべきである、という文言があります。これは非常に重要だと思います。今回の検討会では、現時点でパネルの設置がどのような災害を引き起こしていくかという事例の具体的な数値を踏まえた議論というものがほとんどなく、各委員の中にあるイメージだとかこれまでの研究成果をもとに議論されてきたもので、実態を踏まえた上で具体的な数値を盛り込んだ報告書ができればと思います。

○鈴木座長 ありがとうございます。高橋委員お願いします。

○高橋委員 実際に林地開発業務に携わる県の立場として、ありがたい検討会でした。業務をしている中で一番重要と感じる要件が残置森林だと思っています。景観を保護したり土砂の流出を抑えたりするのも林地開発許可制度の中でしっかりと縛る必要があると考えます。林野庁の立場としては、太陽光パネルに特化し、一律で縛るのは難しいというお立場も理解できますので、各都道府県で対応すべきだと考えます。第3回の検討会でもお話しましたが、40件ほど相談を受けている大規模な開発があり、50や100haを超えて太陽光パネルを張ったときに、これまで予想していなかった事態が発生することが危惧されており、それが具体的にどのようなものか分からない世界でもあります。資料2の19頁にもありますように、状況の変化に応じて検討会を開いていただければと思います。もう一点申し上げたいことがあります。景観保全の部分、傾斜の部分、残置森林の部分のほかに、現在県で課題となっているのは、地下水の流れです。私どもの評価の中では明確に位置付けられていませんが、大規模になると環境アセスが入ってまいりますのでそちらと意見交換しながら調整していくことになろうかと思いますが、地下水の流れが悩ましく、検証が必要だと考えます。これから大規模な開発が進む中で色々な事象が発生することは大変残念ではありますが、そういう事を把握しながら必要に応じて林野庁と相談を行い、検討を重ねていきたいと思っています。ありがとうございます。

○鈴木座長 ありがとうございます。山本委員からは多くの知識をいただきましたが、何かコメントはございますか。

○山本委員 初めにお話をいただいたときは、許可後の規制等の問題をそれほど強く意識していませんでしたが、この場でそのことが根本的な問題としてあることを認識しました。これは森林法全体の問題になると思いますし、国土利用全体の問題として関わってくると思いますので、今後さらに検討する必要があると考えます。ひょっとするとほかのところから検討を求められるケースが出てくる可能性もあるかと思いますが、あまりのんびりしているわけにはいかないと感じました。今後も検討を重ねていただければと思います。

○鈴木座長 ありがとうございます。ほかの委員ございますか。高山委員お願いします。

○高山委員 ありがとうございます。先ほど阿部委員からお話がありましたように、1ha以下の事

例について、写真を見ていても、景観上良くないですし、生活環境ぎりぎりに作っている場合もあり、周辺住民にとっても非常に大きい影響を与えていると思います。そういった意味では、林野庁の皆様には引き続き情報を収集していただいて、このような検討会を1ha以下についても開催していただければと思います。もう一点ございまして、砂防の専門家、水文の専門家、あとは景観の専門家が今回集まっているわけですが、今回生き物の視点が欠けていたように思います。もし次回このような検討会が行われる場合には、生物多様性や生き物の専門家にも入っていただき、議論を深めるのがいいのではないかと感じています。以上です。

○鈴木座長 ありがとうございます。櫻井委員お願いします。

○櫻井委員 短い期間で議論をし、それを取りまとめた林野庁も大変だったかと思います。2点ほど感想がございまして。第3回検討会でもお話ししましたが、許可をする前提で施設を配置しているわけですが、その施設の維持管理という問題は先残ると思います。コンクリートといえども劣化が進み、未来永劫使用できるかは分かりません。私も今回具体的な提案ができずに取りまとめの中に入れることを断念しましたが、今後論議は必要なのではないかと考えます。少ししつこいかもかもしれませんが、切土量、盛土量の基準について、必要最小限にするという考え方が元々あり、スキー場とゴルフ場に関しては数値基準があるものの太陽光については合理的な基準を設けることができないというところで止まっています。以前、林野庁の具体的な資料を見せていただいた時に、ゴルフ場の基準を超えるものは数%でしたけれども、現時点で基準がないから、青天井に開発するということにはつながらないと思います。スキー場やゴルフ場の基準はあくまでも例示であり、実際の運用の時にはこのあたりを注意しないと、ゴルフ場の数値を平均してそれを超える開発をする可能性も出てきますので、この点は課題でもあり、実際の運用でも注意する必要があると考えます。

○鈴木座長 ありがとうございます。今いただいた各委員のコメントは将来の議論に役に立つかと思っておりますので、議事録に記載し、後日も参照できるようにしていただければと思います。それでは本日の議題は以上で終了かと思っております。委員の皆様におかれましては、本日に至る4回の検討会全てにおいて円滑な議論の進行に御協力いただき誠にありがとうございました。それでは、議事を事務局にお返しします。

○神村室長補佐 鈴木座長ありがとうございました。それでは、最後に林野庁治山課の大政課長より御挨拶申し上げます。

○大政課長 検討会の最後に当たりまして、御礼も兼ねまして御挨拶させていただきます。林野庁治山課の大政でございます。6月17日の第1回から始まりまして、非常に駆け足の中で委員の先生の皆様方におかれましては熱く御議論いただきまして本当にありがとうございました。冒頭にお話させていただきましたように、この基準は平成の始めに作って以来、長らくまったく触ってこられなかったということが正直なところだと思います。しかし、その中で太陽光の問題などが出てまいりましたので、今回検討会を開かせていただきまして、今後につながる形でまとめていただきましたことを、改めて事務局代表として御礼申し上げますところでございます。中長期的な課題もいただいたと感じておりま

すので、今回御指摘いただいたところは我々の方で修正できるところは修正を行い、都道府県の方と林地開発の事務を進めていきたいと思っております。また、時代が色々変わってきており、日本の国土は狭く、どうしても森林にしわ寄せが来てしまう部分もあるかと思っておりますので、全体の行政の中で林野庁は山を預かる部分として、もう少し我々が出張ってやらなければならない部分も出てきていると個人的には感じていますので、そういったことも含めて引き続き勉強させていただければと思います。あくまでも今回は中間取りまとめということで、今後進めていく中でまた先生方のお知恵やお力をお借りすることもあるかと思っておりますので、その際は御指導いただければと思います。本当に短い間ですが、ありがとうございました。

○神村室長補佐 大政課長ありがとうございました。それでは以上をもちまして、本日の検討会を閉会とさせていただきます。委員の皆様方には、長時間にわたり、また、6月からの長期間にわたり熱心に御議論いただき、ありがとうございました。

【閉会】

事務局より委員の皆様にご連絡です。旅費の支払い手続きが未了となっている方は、今から個別に事務局がお席に伺いますので、そのままお席でお待ちください。本日はありがとうございました。

以 上

■配布資料一覧

- ・ 次第
- ・ 配布資料一覧
- ・ 出席者一覧
- ・ 配席図
- ・ 資料1 中間取りまとめ素案に対する主な御意見と御意見に対する考え方について
- ・ 資料2 太陽光発電に係る林地開発許可基準の在り方に関する検討会報告書（中間取りまとめ案）

■出席者一覧

1. 検討委員 ※50音順

- 阿部 和時 氏（日本大学生物資源科学部森林資源科学科 特任教授）
櫻井 正明 氏（株式会社山地防災研究所 代表取締役）
鈴木 雅一 氏（東京大学 名誉教授）
高橋 明彦 氏（長野県林務部 森林づくり推進課長）
高山 範理 氏（国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所
ダイバーシティ推進室長）
堀田 紀文 氏（東京大学大学院農学生命科学研究科 准教授）
山本 隆司 氏（東京大学大学院法学部政治学研究科 教授）

2. 林野庁 ※順不同

- 大政 康史 （林野庁森林整備部治山課 課長）
鈴木 綾子 （林野庁森林整備部治山課 保安林調整官）
諏訪 幹夫 （林野庁森林整備部治山課 総括課長補佐）
佐野 由輝 （林野庁森林整備部治山課 課長補佐）
小林 亜希美 （林野庁森林整備部治山課 海岸林造成推進官）

3. 株式会社自然産業研究所（事務局） ※順不同

- 神村 裕之 （株式会社自然産業研究所 産学連携室 室長補佐 研究員）
寺田 武徳 （株式会社自然産業研究所 産学連携室 研究員）
吉岡 知帆 （株式会社自然産業研究所 アソシエイトスタッフ）

以 上